

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
国中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

米国会社の予定納税

一般的に、米国会社は以下の条件のいずれかに該当する場合、予定納税をしなければなりません。

- (1) 会社の予定納税額(所得税から控除額を引く)が 500 ドル以上見込まれること
- (2) 会社が S 法人であり、且つ収益税、超過純受動所得税、及びクレジット投資超過税との合算額が 500 ドル以上であること

株式会社は通常 Form 1120-W を利用して毎期の納付すべき予定納税額を計算します。通常、以下の 2 つの方法のいずれかを使用して毎期の納付すべき予定納税額を計算することができます。比較的少ない予定納税額を算出した方法を採用すべきです。

方法 1: 毎期の納付すべき予定納税額は、会社の当年の所得税申告書に明記されている所得税額の 25%相当額に等しいです。

方法 2: 毎期の納付すべき予定納税額は、会社の前年度の所得税申告書に明記されている所得税額の 25%相当額に等しいです。方法 2 を使用する場合、次の条件を満たす必要があります。

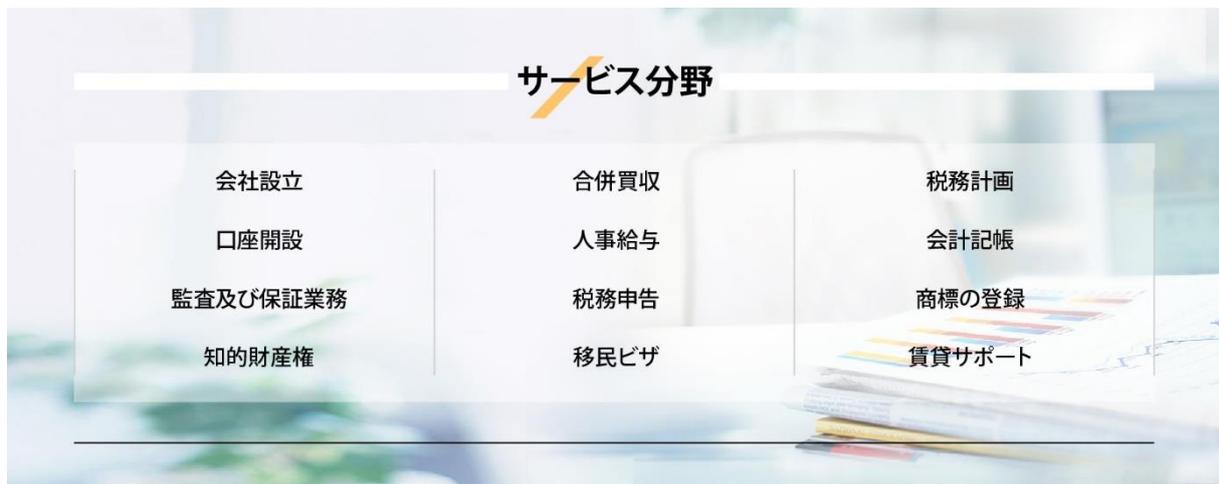
- (1) 会社がすでに前年度の所得税申告書を提出済
- (2) 会社の前年度の所得税申告書が 12 ヶ月分を含むこと、かつ
- (3) 会社の前年度の所得税申告書で明記されている納付すべき税額が 0 より大きい(且つゼロではない)

一般的に、予定納税の分割払いについては、本納税年度の第 4、6、9 及び 12 月目の 15 日目までに支払いをする必要があります。分割払いの期限日が土曜日、日曜日または祝日の場合、翌営業日が期限となります。

会社は、期限までに予定納税額を全額納付しない場合、納税不足期間に対し罰金を科される可能性があります。当該罰金の金額は、予定納税の毎期の分割払いの期限日に基づき計算されます。会社はその後に不足分の税額を支払ったとしても、以前の分割払いの期限日に罰金を科される可能性があります。会社は所得税申告書を提出する時に税還付を受けたとしても一緒になります。

予定納税の払い過ぎた分の金額が予想所得税の 10%相当額以上であり、かつ 500 ドル以上であれば、会社は納め過ぎた税金の急速還付を申請することができます。会社は本納税年度終了後に、かつ所得税申告書を提出する前に Form 4466(予定納税額の急速還付申請書)を提出することで急速還付を申請する必要があります。法人税申告書の申告期限が延長されると Form 4466 の申告期限が延長されることはありません。

会社は予定納税額を計算し、かつ納付した後に、当年の納付すべき税額が最初の予定納税額より多いまたは少ない場合、改めて毎期の支払うべき予定納税額を計算する必要があるかもしれません。前期の分割払いに納めた税額が足りなかった場合、会社は罰金を科される可能性があります。予定納税額が変更になったので予定納税額を全額支払っていきなく、あるいはミスのせいで最初の予定納税額が足りなかったことにより科されたいかなる罰金を避けるために、会社は直ちに不足額を支払うべきです。



もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com,

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com